

外来医療計画について

令和元年(2019年)12月 熊本県水俣保健所

1 「外来医療計画」策定の必要性

【現状・課題】

- 外来医療機能(以下「外来機能」)について、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている。
- 救急医療体制、グループ診療等の連携が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている。

【国の対応方針】

- 限られた医療資源を有効活用する観点から、外来医師多数区域・不足する医療機能の情報を可視化し、地域での外来機能の連携を進める。
- 医療法改正により、医療計画の一部として、「外来医療計画」(計画期間：2020年度～2023年度)を策定する。(策定主体：都道府県)

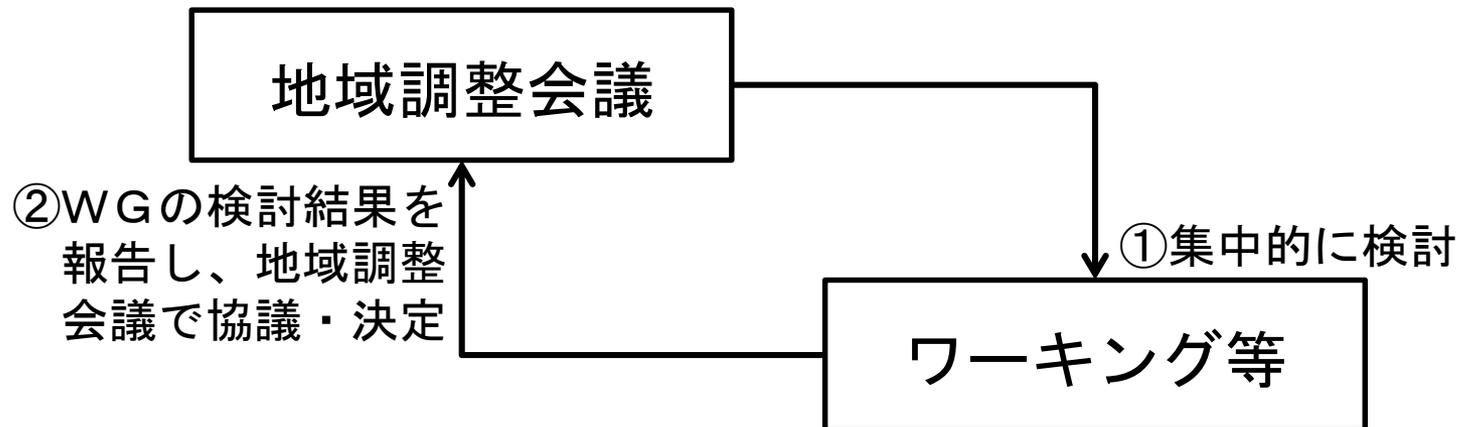
2 本県の対応方針

- 本県では、地域における病床機能を協議する場として、構想区域(二次医療圏)ごとに地域医療構想調整会議(以下「地域調整会議」)を設けているため、「外来医療計画」に関する協議は地域調整会議で実施する。
- ⇒ 地域における外来機能を協議することで、外来機能の連携強化及び偏在の是正を進めるとともに、病床に加え外来機能の協議を併せて行うことで、地域の医療提供体制を一体的に協議する。
- ⇒ 本県では、県医師会、熊本大学病院、地域医療拠点病院及び県が一体として取り組む「地域医療連携ネットワーク」とも連動させる。

3 具体的な「協議の場」の設置

- ▶ 今年度中に外来医療計画を策定するため、地域調整会議の下に「ワーキング」等を設置し、遅くとも12月頃の地域調整会議までに、「不足する外来機能」等を検討する必要がある。

<イメージ>



4 芦北地域の進め方

＜協議の場＞ ←第7回地域調整会議で決定
医師会の理事会で検討し、地域調整会議で、検討した内容を協議、決定する。

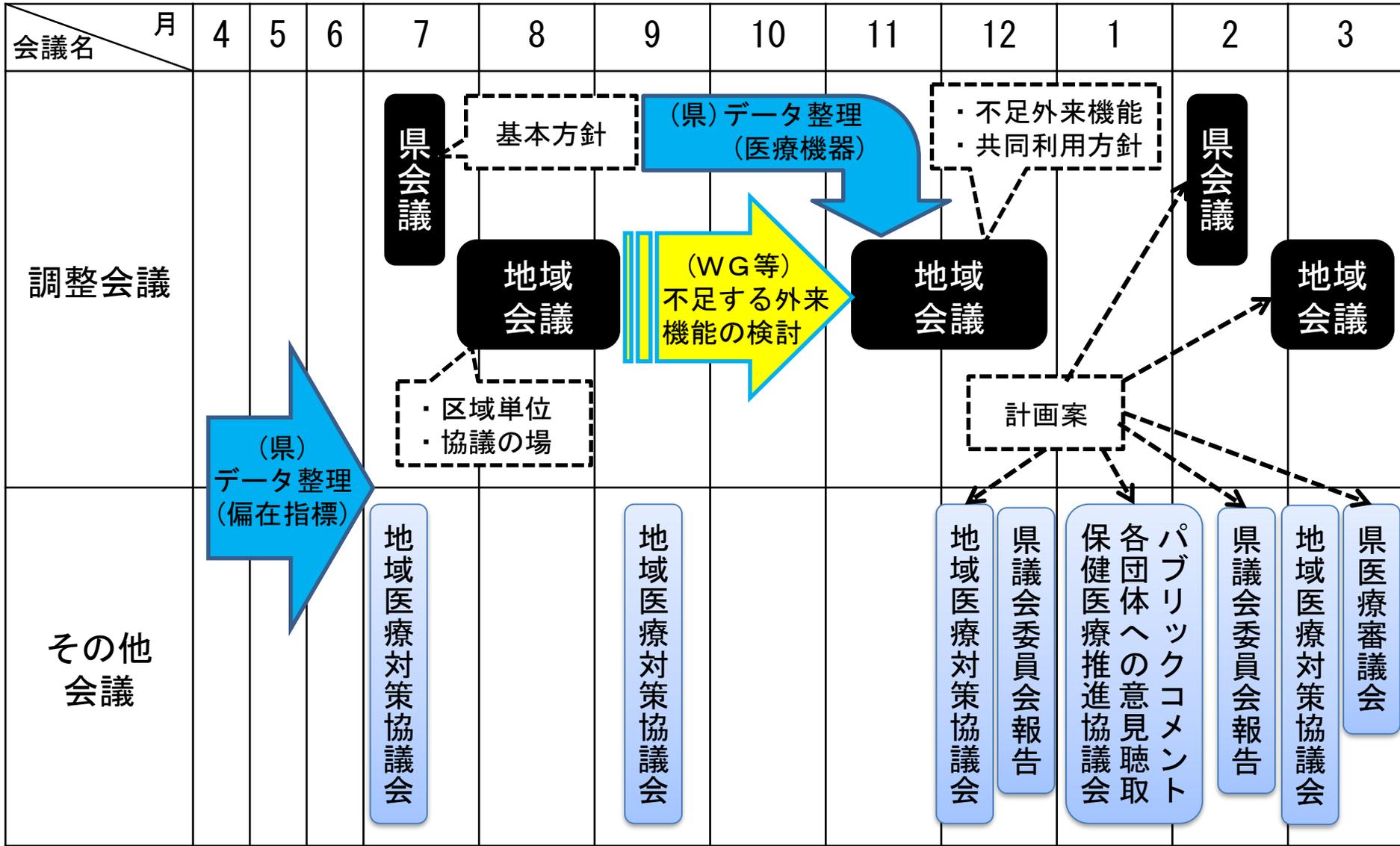
＜開催状況＞

- ①8/27 : 概要説明（外来医療計画について）
- ②9/24 : データ説明（外来患者情報、診療所医師数、初期救急等）
- ③10/28 : データ説明（公衆衛生、在宅医療、医療機器等）
- ④11/29 : 検討結果（案）の説明

＜確認事項＞

不足する外来機能
医療機器の共同利用方針

5 今年度のスケジュール



※地域医療対策協議会で、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」を協議する

協議事項